

令和2年村上市議会第4回定例会会議録（第5号）

○議事日程 第5号

令和2年12月21日（月曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議第141号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議第142号 村上市入湯税条例等の一部を改正する条例制定について
議第143号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 5 議第148号 村上市都市計画事業受益者負担金徴収条例及び村上市集落排水事業分担金
徴収条例の一部を改正する条例制定について
議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 6 議第151号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第10号）
議第152号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）
議第153号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第154号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議第155号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第156号 令和2年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）
議第157号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）
議第158号 令和2年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 7 議第159号 損害賠償の額を決定し和解することについて
- 第 8 議第160号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第11号）
- 第 9 議員発議第20号 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の提出について
- 第10 新型コロナウイルス調査対策について
- 第11 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（22名）

1番	上村正朗	君	2番	菅井晋一	君
3番	富樫雅男	君	4番	高田晃	君
5番	小杉武仁	君	6番	河村幸雄	君
7番	本間善和	君	8番	鈴木好彦	君
9番	稲葉久美子	君	10番	鈴木一之	君
11番	渡辺昌	君	12番	尾形修平	君
13番	鈴木いせ子	君	14番	川村敏晴	君
15番	姫路敏	君	16番	川崎健二	君
17番	木村貞雄	君	18番	長谷川孝	君
19番	佐藤重陽	君	20番	大滝国吉	君
21番	山田勉	君	22番	三田敏秋	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳	君
副市長	忠聡	君
教育長	遠藤友春	君
総務課長	竹内和広	君
企画財政課長	東海林豊	君
自治振興課長	渡辺律子	君
税務課長	長谷部俊一	君
市民課長	八藤後茂樹	君
環境課長	田中章穂	君
保健医療課長	信田和子	君
介護高齢課長	小田正浩	君
福祉課長	木村静子	君
こども課長	中村豊昭	君
農林水産課長	大滝敏文	君
地域経済振興課長	山田和浩	君

觀 光 課 長	大 滝	壽 君
建 設 課 長	伊 与 部 善	久 君
都 市 計 画 課 長	大 西	敏 君
上 下 水 道 課 長	山 田 知	行 君
会 計 管 理 者	大 滝 慈	光 君
農 業 委 員 会 長	小 川 良	和 君
農 事 務 局 長		
選 管 ・ 監 查 長	佐 藤 直	人 君
事 務 局 長		
消 防 長	鈴 木 信	義 君
学 校 教 育 課 長	菅 原	明 君
生 涯 学 習 課 長	板 垣 敏	幸 君
荒 川 支 所 長	平 田 智 枝	子 君
神 林 支 所 長	石 田 秀	一 君
朝 日 支 所 長	岩 沢 深	雪 君
山 北 支 所 長	齋 藤 一	浩 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	小 林 政 一
事 務 局 次 長	内 山 治 夫
書 記	中 山 航

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、8番、鈴木好彦君、20番、大滝国吉君を指名いたします。ご了承を願います。

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、土砂災害警戒情報並びに大雨警報・注意報に係る暫定基準の廃止についてご報告を申し上げます。令和元年6月18日に発生をいたしました山形県沖を震源とする地震により、本市は震度6強を記録する大きな被害を受けました。このため本市におきましては、地盤の緩みを考慮し、新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報と新潟地方気象台が発表する大雨警報・注意報の発表基準である土壌雨量指数基準について、通常より引き下げた暫定基準を設けて運用されてきたところであります。このたび地震発生後の土砂災害発生状況及び降雨の状況並びに土砂災害危険箇所の点検結果を踏まえ、12月10日をもって通常より引き下げられていた暫定基準が撤廃されました。大きな被害を受けた山北地区の皆様をはじめ、市民の皆様には大変なご苦勞をおかけしましたが、一部林道などで仮復旧の状態があるものの、市民の皆様の生活におきましては、地震発生前の日常を取り戻していただくことができたものと考えているところであります。本市といたしましては、このたびの災害により得られた教訓を踏まえ、市民の皆様が安心して安全に暮らすことのできるまちづくりへの取組をより一層進めてまいることといたしております。

次に、日本観光特産大賞2020のグランプリ受賞についてご報告を申し上げます。このたび一般財団法人日本観光文化協会が選出する日本観光特産大賞2020におきまして、本市の鮭に関する取組が村上鮭としてグランプリを受賞いたしました。長い歴史の中から独特の鮭文化が築き上げられている点、100種類を超える鮭料理の多様性や現地に行かなければ見ることができない塩引き鮭の風景が

地域資源として活用されていることなどが高く評価されたものであります。グランプリ受賞により各種メディアでも取り上げていただいております。また、観光特産大賞グランプリのロゴを使用することができますので、本市の様々な情報発信の際には大いに活用しながら、本市の知名度そのものの向上に取り組んでまいることといたしております。さらには、このたびのグランプリの受賞により、村上の鮭文化が大いにクローズアップされることとなりました。これまで以上にブランドとしての幅広い浸透が期待されますことから、本市の魅力である観光や鮭以外の特産品の振興にも大いに弾みになるものと考えているところであります。

次に、今後の市主催事業についてご報告を申し上げます。初めに、成人式につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を延期していたところであります。現在の感染拡大の状況を踏まえて、成人式実行委員会の皆様のご意見を踏まえ、予定しております式典につきましては来年1月11日にオンライン形式により開催をし、新成人が一堂に会する場といたしましては来年の夏に「つどい」の形で行うことといたしました。また、令和3年4月11日に開催を予定しておりました第35回笹川流れマラソン大会につきましては、1年後の令和4年4月10日に延期することを決定をいたしました。笹川流れマラソン大会実行委員会では、大会を安全に開催するための方策を検討してきましたが、現時点において、大会に参加いただく全ての方々にとって安全・安心な大会の開催が難しいとの判断でありました。いずれにいたしましても感染拡大防止の観点から、新成人の皆さん、そして市民の皆様の安全・安心を優先した判断でありますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

次に、ひとり親世帯への臨時特別給付金についてご報告を申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担うひとり親世帯の生活実態が依然として厳しい状況であることを踏まえ、国では今年度のひとり親世帯臨時特別給付金の対象者に対して再度の給付を実施することを発表いたしました。給付は、年内を目途に実施することとされたことから、本日補正予算をご提案をさせていただいたところであります。

最後に、新型コロナウイルス感染症につきまして申し上げます。全国的な感染の拡大を受け、政府は一部感染拡大地域を対象にG o T o トラベル事業の除外及び利用自粛を求めているところでありますが、感染拡大が鎮静化しない状況が続いたことから、全国を対象に12月28日から来年1月11日まで、G o T o トラベル事業を一時停止する旨を発表いたしました。新潟県におきましては、感染者の増加を受け、12月17日、警戒レベルを注意報から警報に引き上げ、感染拡大が見られる他都道府県との往来は改めてその必要性を判断し、不要不急の場合は控えること、年末年始期間中のふだん顔を合わせない人と飲み会や食事は極力控えること、忘新年会や初詣における感染防止策を徹底することの3点について、新潟県知事から県民の皆様に対して呼びかけを行ったところであります。本市におきましても、同日に対策本部会議を開催し、対応を検討いたしました。本市の経済対策として実施をいたしております宿泊割引プランにつきましては、12月17日から来年

1月11日まで受付を停止することといたしました。また、新潟県から呼びかけのあった3点につきましては、私からも市民の皆様にホームページやSNSで呼びかけをさせていただいたところがあります。市民の皆様におかれましては、例年と違う大変な1年を過ごされている中、これから年末年始を迎えます。離れて暮らしているご家族や友人と久しぶりに会いたいという心情は、誰もが感じているところでもあります。帰省や飲食の機会が増える期間ではありますが、重症化リスクが高い高齢者への感染防止や3密の回避が難しい場合には、慎重にご検討いただき、新潟県から呼びかけのあった3点の徹底にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

こうした中であって、今このときも医療の最前線でご尽力をされている方がいらっしゃいます。また、市民の生活を守るため、小売や物流といった経済活動を継続していただいている方、一般廃棄物の処理をはじめとした生活環境の維持に従事をしていただいている方がいらっしゃいます。私たちは、そうした全ての皆様に感謝と敬意を表すとともに、市民の皆様とともに最前線で頑張る皆様への感謝の気持ちを届けてまいりたいと考えているところでもあります。今私たちは、誰しもが新型コロナウイルスに感染するリスクのある中で生活をしています。市民の皆様には、感染者やその関係者等に対する心ない誹謗中傷などが決して起こらないよう、冷静な対応と思いやりのある行動に努めていただきますよう改めてお願いを申し上げます。今年の年末年始は、ご自身の健康を守る、そして大切な人の健康を守るための時間としていただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ご苦労さまでございます。

県のほうからいろいろご指導もあったと思うのですが、コロナの件で、感染の件で、今新潟県、G o T o イートということで食事券等の販売をやっているのは市長もご存じだと思うのですが、その辺についての何らかの制限というか、あるいは今後のこととかという部分は、何か情報等は出ておりますか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 17日現在では出ておりません。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 市長のほうは、どんなこと、何かありますか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 国のほうがG o T o トラベル、G o T o イートという形で、28日から11日までということになります。それぞれ各自治体がやっているものもあります。新潟県のものもあります。それについては、今PTのほうで詳細に詰めさせていただいておりますけれども、市

としてやっている部分がありますので、その部分については新潟県が警報を発令した12月の17日から国のGo To トラベル事業の28日から11日までの期間、この全体の期間の募集を停止をするという判断をさせていただいたということであります。県含めて関係自治体との情報共有については、これからしっかり詰めていきたいというふうに思っております。

○15番（姫路 敏君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第3 議第141号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第3、議第141号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案は、総務文教常任委員会に付託して、休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） おはようございます。ただいま上程されております。議第141号について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る12月9日午前10時から、第1委員会室において、委員全員、副市長、教育長、担当課長及び担当職員並びに議会事務局長出席の下、総務文教常任委員会を開会いたしました。

議第141号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今後電気自動車が主力になることが予想され、ガソリンスタンド経営者から電気自動車への設備投資を考えなければならないとの話もあるが、市の考えはとの質疑に、現段階では特段決定しているものはないが、環境への配慮やカーボン・オフセットに対応できるよう考えていきたいとの答弁。

その他、さしたる質疑なく、以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、起立全員で議第141号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議第141号をボタン式投票により採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第141号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議第142号 村上市入湯税条例等の一部を改正する条例制定について

議第143号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第142号から議第147号までの6議案を一括して議題といたします。

本案は、市民厚生常任委員会に付託して、休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

[市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇]

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） おはようございます。

ただいま上程されております議第142号から議第147号までの6議案については、去る12月10日午前10時より、市役所第1委員会室において、委員全員、議長、議会事務局長、副市長、担当課長及び担当職員出席の下、委員会を開催いたしました、その概要と結果について報告いたします。

初めに、議第142号 村上市入湯税条例等の一部を改正する条例制定については、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第142号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第143号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第143号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について、担当課長から議案の説明を受けた

後、質疑に入りました。

委員より、指定管理積算内訳の支出の中でその他の項目が年々減っているが、その理由はどの質疑に、利用者が減ることにより使用する工業薬品の減額であるとの答弁。

ほかに質疑なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第144号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、指定管理者に異議があるわけではないが、本市の税金を地元に戻元できる方法として、3年間で地元の業者の育成ができないものかとの質疑に、基本的には管理運営上資格などが必要となるが、市内のふさわしい業者に参画していただきたい。現在公共施設の見直しを行っている中で、指定管理の在り方についても協議を行っている、広く市民の皆様が参加できるよう検討していきたいとの答弁。

委員より、佐渡市では庁舎管理を地元のシルバー人材センターに随意契約し、障がいのある方の就労支援、ひきこもりなどの一般就労のトレーニングをする場として活用していると聞いている。そういう視点も検討の中に加えてはいかかとの質疑に、福祉分野との連携や農福連携などの分野によっては活用できるので、検討をしていきたいとの答弁。

以上で質疑を終え、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第145号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第146号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、やまびこの家の指定期間が令和3年4月1日から1年間で、その後地域生活支援センターはまなすへと業務が引き継がれるが、やまびこの家の利用者が減った要因は何かとの質疑に、やまびこの家では利用者の増に向けていろいろ努力はしているが、ほかに利用できる施設が市内にたくさんできたことや、送迎のある施設や就労型支援として工賃が多い施設を登録する傾向にあることが理由であるとの答弁。

委員より、1年後の施設の利用はどうなるのかとの質疑に、1年間で受け、検討することとなる。今のところ、再利用はないとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終了し、討論を求めたところ、討論なく、起立採決の結果、議第147号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 委員長、ご苦労さまでございます。

今定例会初日の議案の説明のときに議第145号と議第146号、公の施設、荒川いこいの家、そしてまた村上市老人福祉センターという部分のところの指定管理に対する説明書のところで、全く同じような形で、コピーされたようなものではないかと、私のほうからそんなようなことを言っておりました。見れば大体お分かりの方もいますが、そういったようなことを含めて、もう一つは選定委員会で内容を変更したよと、145号、146号もそうなのですけれども、どういう内容だったのかというと、指定管理期間が当初5年ということでやろうとしたが、事業者のほうから3年にしてくれというようなことで、いわゆる見直しを図ったという理事者側からの説明がございました。その辺については、委員会の中では何も出なかったのですか。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員会委員長。

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） 何も意見とか質疑等ありませんでした。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 私もこれまでは常任委員会の際に委員外議員でいろいろ発言もできるのだと思っていけばその場でできるのでしょうかけれども、それがなくて、初日の日にそのことを質疑したら、何と指定管理者側から5年を3年にしてもらいたいと、これは大きな何かそこに理由があるのだろうと私はそのときは思いましたが、それ以上の質疑はできませんでしたが、まだ実際のところ、初日で委員外議員からの質疑もしあったら今後ちょっと拾い上げて、少し議論できるような体制取ればありがたいなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員会委員長。

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） 何とも言えませんけれども、委員長報告は一応委員の皆さんの質疑のあったの中を丁寧に報告しているというふうに私は認識しております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 分かりました。よろしく申し上げます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第142号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第142号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第143号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第143号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第144号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第144号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第145号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第145号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第146号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第146号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第147号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第147号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議第148号 村上市都市計画事業受益者負担金徴収条例及び村上市集落排水
事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について

議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第148号から議第150号までの3議案を一括して議題といたします。

本案は、経済建設常任委員会に付託して、休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） ただいま上程されております議第148号から議第150号までの3議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る12月11日、市役所第1委員会室において、委員全員、議長、議会事務局長、副市長、担当課長及び担当職員出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。その審査の概要と経過について主なものを報告申し上げます。

初めに、議第148号 村上市都市計画事業受益者負担金徴収条例及び村上市集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、特例基準割合という言葉が延滞金特例基準割合に改めるということだが、具体的にはどのようなのかとの質疑に、地方税法の一部を改正する法律の施行による名称のみの変更であり、割合等は変わっていないとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第148号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、高根交流広場の芝がイノシシにより荒らされているが、芝の補修は指定管理料に含まれているのかとの質疑に、指定管理料には含まれていないので、市で修繕するとの答弁でした。

委員より、農村公園等に関して地区へ移譲すべきと考えるが、市の方針はとの質疑に、現在具体的な方針はないが、公共施設の全体的な見直し作業をしているので、その中で検討していくとの答弁でした。

委員より、公共施設の見直しの中で施設を地区へ移譲となった場合、指定管理期間は変更できるのかとの質疑、これまでも指定期間内でも将来のことを考えながらその都度見直してきた経緯

もあるので、必要に応じた改正はできるものと判断しているとの答弁でした。

委員より、10年の指定管理の期間は長いのではないかとの質疑に、村上市が定めている指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、指定期間を10年としたとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ2件の賛成討論があり、起立採決の結果、議第149号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第150号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第148号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第148号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第149号の討論を行います。

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

15番、姫路敏君。

〔15番 姫路 敏君登壇〕

○15番（姫路 敏君） 議第149号の賛成の討論を行います。

苦言を申し上げてから賛成をいたしていきたいと思いますが、その苦言を呈するという事なのですが、指定管理の期間の件でございます。議案では令和3年4月1日から令和13年3月31日で10年間の指定管理をすることになっております。そして、指定管理料が10年間で447万円、年間44万7,000円の指定管理料ということになります。もちろんこの積算については、高根集落も十分に納得して契約されたものであるということは分かっております。委員会では、委員より今後指定管理についても見直しを行うことがあると思うが、そのときに期間途中でも見直しができるのかという、先ほど委員長からもお話がございましたが、それに対して行政側として期間途中でも見直しはできると判断しているという答弁がございました。私は、この質疑、答弁を聞いて、あえて今回の指定管理期間が10年という長いスパンになっていることに疑問を抱きました。それは、今後村上市とし

て指定管理者制度の見直しを行うことを事前に分かっているのであれば、今回の契約で指定期間を何も10年にしなくても5年程度に抑えておくべきだったのだらうと思いました。これが自然の流れではないでしょうか。また、年間44万7,000円の指定管理料が現在は適正なものであったとしても、10年先まで同じに維持されるとは限りません。世の中の経済的なこと、人口減少的な要因などを考えると、10年は長いと、何回も申し上げますが、考えております。コロナ禍においては、指定管理の期間が指定を受ける企業、団体にとっても大事な要素となっております。議第145号、荒川いこいの家、議第146号、村上市老人福祉センターの指定管理者議案では、逆に期間が5年では長いという企業側からの申入れもあつたりして、あえて3年に切り替えて応募をやり直したという経緯もございます。

以上のことから、今後期間については10年間という長いスパンは時代にそぐわないと考えております。時代は速く進み、都度適切な判断を施すためには、期間は長くとも5年がいいところだと考えております。5年で再度指定管理料や条件の見直しを行うべきであります。行政はもちろん、指定管理者選定委員会としても期間については今後の課題として検討していただきたくお願いするものでございます。ただ、今回は高根集落との契約も成立し、選定委員会の了承も得られている案件でございます。その方々の期待を裏切るようなことはできません。今後も高根集落のますますの発展と指定管理者として十分な実績が上がることをご祈念して、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第149号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第149号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第150号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第150号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議第151号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第10号）

議第152号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）

- 議第153号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第154号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第155号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第156号 令和2年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第157号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第158号 令和2年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第151号から議第158号までの8議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。
一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第151号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第10号）について、その審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第151号については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとしたわけですが、その審査については当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し、審査いただいたところです。去る12月16日午前10時から委員20名、議長、議会事務局長出席の下、全体会を開催し、各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところでありますが、私からその審査と経過について主なものを報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会については、去る12月9日、総務文教常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員長、分科会委員全員、議長、議会事務局長、副市長、教育長及び理事者説明員出席の下開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、第18款寄附金について、委員より、ふるさと応援寄附金においては昨年同様の寄附額が見込まれるようだが、村上市を広く知ってもらう目的もあることから、金額よりも件数の多さにも注視する必要性と強い理念が重要と思われる。市としての取組姿勢や考え方はどの質疑に、本市の財源についても重要だと捉えると同時に、物産振興の面からも大切だと感じている。情報発信の頻度や質をさらに向上させる必要も考えられることから、今後も返礼品の安定供給を含め、充実したふるさと応援寄附金の活用に向けて取り組んでいきたいとの答弁でした。

歳出では、第9款消防費について、委員より、コロナ禍により消防団各種大会が中止になっているが、支障がないよう新規訓練により対応するとのことだが、その実施や対応等はどの質疑に、コロナ禍により全体で集まるのは難しい面があるが、幹部が一部参加した形で新入団員の訓練を各部

で実施したとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第151号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、去る12月10日、市民厚生常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員全員、議長、議会事務局長、副市長及び理事者説明員出席の下開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、第15款国庫支出金について、委員より、社会保障・税番号制度システム整備補助金によりマイナンバー情報のどこが変わるのかとの質疑に、マイナンバーと関連づけて戸籍が全国どこからでも取得することができるようになるとの答弁でした。

歳出では、第3款民生費について、委員より、神林地区の2保育園が来春から指定管理となるが、現在の保育園会計年度任用職員として働いている方の正規職員としての採用はあるのかとの質疑に、現在のところ、向ヶ丘保育園では正規職員12名のうち6名を、みのり保育園では正規職員11名のうち6名を会計年度任用職員から採用予定であるとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否について発言を求めたが、発言なく、起立により賛否態度の取りまとめを行った結果、議第151号のうち市民厚生分科会所管分については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、去る9月11日、経済建設常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員全員、議長、議会事務局長、副市長及び理事者説明員出席の下開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では質疑なく、歳出では第7款商工費について、委員より、物産振興経費の4,230万円であるが、1億円のふるさと納税に対して4,230万円の経費が必要であるということかとの質疑に、経費は5割以下と制限があり、昨年度の実績は42.8%であり、今年度も同じくらいの比率で見込んでいる。今回の補正については、返礼品として3,000万円、送料として600万円ほど、それから温泉旅行券で宿泊されていない分や月ごとに送っている返礼品の精算分を見込んでいるとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第151号のうち経済建設分科会所管分については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度の決定をしたとの報告でした。

全体会では、質疑を求めたところ、第4款衛生費について、委員より、ごみ処理場運営経費で測量設計等委託料176万円が計上されているが、これに関しての質疑はあったかとの質疑に、補正予算で旧ごみ処理場解体の測量設計見積りとして計上している。来年度以降の計画のためという説明があったとの答弁でした。

討論を求めたところ、賛成討論 1 件あり、起立採決の結果、議第151号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ただいま上程されております議第152号について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

議第152号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、修繕料については、光伝送路等を屋外から引き込む際にかかる経費などであるが、朝日地区、山北地区、1件当たり平均費用は幾らになるかとの質疑に、電柱の支障移転等はそれぞれ金額が違うことから平均額を算出するのは難しいが、多くは1件約20万円から30万円になっており、3年間の平均総額では、平成29年度から令和元年度で、山北地区、約1,040万円、朝日地区、約1,340万円となるとの答弁。

その他、さしたる質疑なく、以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、起立全員で議第152号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第153号から議第155号の3議案は、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査概要と結果について報告いたします。

初めに、議第153号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、国民健康保険の見直しは何年ごとに行うのかとの質疑に、平成30年度より市町村独自で算定していたものが県の単位化となり、納付金として納めることとなった。県で計算した保険料率が示され、賄えるかどうか毎年検討しているとの答弁。

委員より、算定のスケジュールはとの質疑に、県より11月に仮算定が示され、正式な本算定は年明けに示される。本算定を含め1月に国民健康保険運営協議会へ諮問することとなるとの答弁。

質疑を終え、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第153号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第154号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第154号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第155号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

歳出の総務費で、委員より、認定審査経費、介護認定審査会システム改修委託料とあるが、改修の中身はとの質疑に、令和3年4月の介護報酬改定の内容に合わせた改修委託であるとの答弁。

質疑を終え、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第155号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） ただいま上程されております第156号から議第158号までの3議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き、審査をいたしました。その審査の概要と経過について、主なものをご報告申し上げます。

初めに、議第156号 令和2年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、給料が減額となっており、職員が17人から15人に2人減ったということだが、理由はその質疑に、4月から水道局と下水道課が統合し、1つの課になったため、職員調整であるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第156号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第157号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、修繕費の内容は管の取替えかとの質疑に、管の修繕もあるが、大きな割合を占めているのは落雷により故障した浄水池のテレメーターやポンプなどの修繕であるとの答弁でした。

委員より、落雷による故障とのことだが、保険はどのようになっているかとの質疑に、保険に入っているが、施設が古く、減価償却により施設の価値が下がっているため、保険金は僅かであるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第157号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第158号 令和2年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、下水道の消費税は年間幾らかかるのかとの質疑に、昨年度支払った消費税は6,432万1,000円で、平成30年度は4,346万7,300円であるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第158号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第151号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第151号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第152号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第152号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第153号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第153号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第154号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第154号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第155号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

9番、稲葉久美子さん。

[9番 稲葉久美子君登壇]

○9番（稲葉久美子君） 日本共産党の稲葉です。議第155号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、反対の立場で討論させていただきます。

介護保険制度ができて来年4月には21年目に入ります。家族が担ってきた介護を社会化し、介護が必要になっても安心して暮らせるようにするといって導入された制度です。今議会に提案されている補正予算は、債務負担行為補正にもあるように、令和3年度の介護保険制度改正に向けて市のシステム改修のための補正予算であること、令和3年度から行われようとしている制度変更内容が、10月22日、厚生労働省から通知が出ており、介護保険法施行規則の一部を改正する省令で、法改正を伴わずに省令で強行されていることです。また、社会保障審議会介護給付費分科会は、審議報告をおおむね了承していますが、介護職員の夜間勤務緩和に批判が相次いだということも新聞紙上で知りました。村上市でも介護施設では毎日職員がばたばたと走っているのが常だと。また、特に夜勤職員は今でも朝の身体介助で人手不足が著しいと入所者は言っております。介護職員が高齢になっては務まらない職場だと、そして今はコロナ禍で精神的苦痛が大きいといひます。こんなときに、見守り機器などの導入と引換えに夜勤職員配置基準の緩和という名目で職員数が減らされようとし

ています。職員の待遇を改善してほしいという要求にはほど遠い制度に変わろうとしているので、今回この補正予算には反対いたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第155号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第155号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第156号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第156号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第157号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第157号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第158号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第158号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議第159号 損害賠償の額を決定し和解することについて

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第159号 損害賠償の額を決定し和解することについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第159号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和2年10月15日に鵜渡路地内で発生をいたしました市道における事故につきまして、このたび相手方との示談の条件が整いましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により損害賠償の額を決定し、和解することについて、議会のご議決をお願いするものであります。

事故の概要につきましては、相手方車両が市道鵜渡路4416号線道路側溝を通行した際、市道に設置された側溝の蓋がかりが損傷していたため、蓋がはね上がり、車両に損害を与えたものであります。本件事故は、市道管理上の瑕疵により発生したものでありますが、相手方運転者が側溝の破損を認識しており、前方注意義務上の過失が一部認められることから、過失割合を市側が90%、相手側が10%とし、相手方に対して車両修理費用57万1,341円を賠償するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 今ほど市長のほうから提案理由述べられましたけれども、この事故の内容に関して修理費は57万円と。ましてその割合が90%だとすると、全体で60万円以上の破損だというふうに思うのですけれども、蓋がはね上がって車にぶつかったとしてもちょっと高額過ぎるのではないかなと思いますけれども、その辺もっと詳しく説明をお願いします。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 今回の議案の相手方にございますように、社会福祉協議会ということで特殊車両でございます。スライドドアを取り替える必要があったほかに、ステップも損傷いたしまして、その取替えが発生したためにちょっと多額の修理費が発生したということでございます。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 定例会のたびにこういう管理上の瑕疵による損害賠償のものが出てくるのだけれども、先般私も一般質問で言ったとおりに、市道の管理している延長が1,500キロ、村上から鹿児島までの距離を市と管理しているわけなので、これを全て管理できるかということ、なかなかそうはいかないというふうに私も思いますし、一番地域で身近に見ていただいている区長さんとか住民の方から、ここ壊れているよ、ここ直してくださいというような情報というか、要望も上がってくると思うのだけれども、つまり全てに対して、今所管している建設課のほうだと思っただけだけれども、どのような状況になっていますか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） 議員おっしゃるとおり、地元の区長さん、沿線の方からご要望いただいているところ多々ございます。ただ、私どものほうでも全て、全部改修するわけにはいきませんので、状況を把握した中で、危険度のあるところについては即座に対応させていただきますし、経過観察になっているものについては極力パトロール等でその箇所を点検しながらやっているというところがございます。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 今回これ50万円以上の案件なので、議会にかかっていると思うのだけれども、これ総務課長のほうにお聞きしますけれども、50万円以下の場合には議会にかからずに終わっていると思うのだけれども、そういうのって年間平均してなのだけれども、どのくらいあるのですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） ちょっと平均という数字はお持ちしておりませんが、平成30年が13件、令和元年度が11件……すみません、平成30年の議会中でございます。年度でなくて、平成30年の議会中、令和元年も議会中で11件、令和2年につきましては2件でございます。

○12番（尾形修平君） それだけの案件があるので、本当に限られた予算の中で管理していかなければならないわけなので、それにしても本当に延長が長過ぎると思うので、住民の方に迷惑かけないように維持管理していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（三田敏秋君） 17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 状況よく分からないので、お聞きしますけれども、この側溝は車が常に走ってられる側溝なのですか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） 通常の道路側溝、コンクリート蓋がかかった側溝でございますので、普通は車が上がっても大丈夫な側溝でございます。ただ、幅員が今回の箇所につきましては側溝を含めて3.5メートルの道路なのですが、通常はそこに上がらずに通行できるのですけれども、今回たまたま対向車が来たということで側溝のほうに上がってしまったというような状況でございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 私また側溝の中でも、交差点で横断する部分とか、あるいはグレーチング、升があってグレーチングとか、グレーチングでなくても古いものはコンクリートの蓋あるのですけれども、今の課長の答弁では、道路は狭くて、常には通らないけれども、例えば擦れ違いとか、そういったところでは、そういうところどうしても端に寄らなければならない場合もあるのですけれども、その辺やはり常々、そういったところの全部を見るのではなくて、そういう地点というか、要所要所の、事故にならないような、そういったところを常に回ったほうがいいと思いますが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） 議員おっしゃるように、私のほうは道路パトロール定期的にやらせていただいていますけれども、そういったところ中心に回らせていただいております。大きな道路については、割とよく整備されておりますし、交通量が多いということできちっと整備されているのですけれども、特に生活道路になりますと古い時代のものがそのままになっているような形もございまして、対応するべきところは対応するようということで、パトロールしながらやっているところでございます。

○17番（木村貞雄君） よろしくお願ひします。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。基本的なところを教えてくださいたいと思います。

事故の状況を見て損害賠償に応じること、それとまた特殊車両であるので、割高になるところについては了解いたしました。基本的なところで、過失割合のところでは9対1の割合になっているわけなのですが、これは何かエビデンスというか、こういう道路の事故の場合、こういった事例の場合は9対1みたいな、何かそういう根拠というか、事例というか、そういうのがありましたら教えてくださいたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 私どもこの保険適用する場合、共済会のほうで、そういう保険の専門の方が直接ご本人と交渉していただきます。今までの事例等含めると、今回のケースは9対1という割合になるということでのご提案をさせていただいているところでございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ということは、いろんな事例を踏まえて9対1で妥当だということだと思えますので、そこを確認したかったので、ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第159号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第159号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第160号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第11号）

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第160号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第160号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和2年度村上市一般会計補正予算（第11号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,090万円を追加し、予算の規模を407億8,760万円にしようというものであります。

補正の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭に対し、国の予備費を活用したひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付を年内に再支給するための経費及び議第159号の車両損傷事故に係る賠償金を追加しようというものであります。

歳入におきましては、第15款国庫支出金でひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金などで2,031万8,000円を、第21款諸収入では全国町村会総合賠償補償保険金57万1,000円をそれぞれ追加しようというものであります。

歳出におきましては、第2款総務費では一般管理経費で賠償金57万2,000円を、第3款民生費ではひとり親世帯臨時特別給付金給付事業経費2,031万8,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。なお、ひとり親世帯臨時特別給付金基本給付の再支給に係る給付額につきましては、前回の基本給付と同額で、1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円を支給するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） 一、二点ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

特別給付金ですので、年内にという、今市長のお話でしたので、私もこの年の瀬に入って一日も早くという考え方でちょっとお尋ねしたいと思いますが、今回この今日の補正予算通過すると、年内というのとあともう僅かの日程になるわけですが、このスケジュールはどんな格好で担当課のほうでは考えているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 年内支給ということで、25日の金曜日に口座振込により支給するという準備を現在事務的に進めております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 25日といたら今週、週末という格好での口座振込。対象者の世帯数だとどのぐらいの世帯数になっているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 対象としましては426件ほど予定しておりまして、金額的には2,766万円を見込んでおります、2,766万円。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 給付金、給付額が2,700万円。ここの補正予算って1,958万円ではないのですか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 前回の補正を組んだときの予算が少しまだ残っておりますので、その辺差し引いた今回の補正をお願いしている額でございます。

○7番（本間善和君） 3問になりましたので、分かりました。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第160号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第160号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議員発議第20号 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議員発議第20号 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

6番、河村幸雄君。

〔6番 河村幸雄君登壇〕

○6番（河村幸雄君） 議員発議第20号 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の提出について、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る12月9日開催された総務文教常任委員会の協議会において協議され、決定された意

見書の提出です。

意見書の文面につきましては、皆様に配付の資料のとおりですが、拉致被害者や被害者家族は高齢化してきており、早急に拉致被害者全員の即時帰国を実現させなければなりません。令和2年6月、横田めぐみさんの父滋さんがめぐみさんと再開を果たせぬまま他界され、二度とこのような悲劇が繰り返されぬように、拉致被害者及び特定失踪者家族の切実な思いを共有し、国際社会とも連携して、北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国及び真相の究明に向け、国際情勢に鑑みて、時機を逸することなく、国を挙げて全力で取り組むことを強く要望するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、拉致問題担当大臣宛てであります。

賛成者は、渡辺昌議員、木村貞雄議員、本間善和議員、高田晃議員、佐藤重陽議員、小杉武仁議員、そして、提出者は私、河村幸雄でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議員発議第20号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員発議第20号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第20号は原案のとおり可決されました。

日程第10 新型コロナウイルス調査対策について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、新型コロナウイルス調査対策についてを議題といたします。

新型コロナウイルス調査対策特別委員会委員長から報告を願います。

新型コロナウイルス調査対策特別委員会委員長。

〔新型コロナウイルス調査対策特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○新型コロナウイルス調査対策特別委員長（大滝国吉君） 新型コロナウイルス調査対策特別委員会のこれまでの対応状況について報告を申し上げます。

新型コロナウイルス調査対策特別委員会は、本年5月22日の第2回臨時会で設置され、喫緊の課

題について対応を取りまとめ、6月9日、第2回定例会初日の会議終了後、市長に緊急申入れを行いました。さらに、同定例会中も検討を重ね、最終日の6月29日には6項目に及ぶ提言書を取りまとめ、早急な対処を求めたところであります。

市としても、市長をはじめ職員各位の迅速な対応により対応を講じられ、コロナ禍の影響に一定の効果を発揮しているものと認識しております。しかしながら、その後も新型コロナウイルス感染症の猛威は収束を見ることなく、インフルエンザの流行も懸念される状況の中、ワクチン不足により希望者がインフルエンザ予防接種を受けられない状況となっております。

また、新潟県は、12月17日、新型コロナウイルスの警報を発令し、今なお予断を許さない状況が続いていますが、長期戦となったウイルスとの闘いは、市民生活や地域経済に様々な影響をもたらしております。中でも新しい生活様式やリモートワークによる就労形態の変化、収入減少による生活困窮、行動自粛による心身への健康阻害などにより、大人も子どもも今まで経験したことのない環境の変化に不安とストレスを感じています。

本議会としても、特別委員会や常任委員会において、生活困窮世帯を取り巻く状況、航空産業、観光産業の経営状況などを調査するため、各団体と意見交換や現地視察を積極的に行ってきました。その結果を踏まえ、各分科会で検討を重ね、市民の皆様や事業者の方々の声を反映させた6項目を柱とする提言書を取りまとめました。本日の本会議終了後、その提言書を議長から市長へ提出する運びとなっております。

この感染症が一刻も早く収束することと、また市民生活や事業活動の困難な状況から早期に回復できることを祈願し、新型コロナウイルス調査対策特別委員会の報告といたします。

以上で終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ご苦労さまでございます。

委員長もおっしゃられるように、コロナ禍においての市のいろいろな部分での、例えば市民の困っているところに目を向けながら、議会としても非常によくいろいろまとめて提言を行ってきたと思います。今後は、委員会の中でもちょっと申し上げましたが、検証という意味で予算の使われ方なども、議会としての大事な役割の一つだとは思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 新型コロナウイルス調査対策特別委員会委員長。

○新型コロナウイルス調査対策特別委員長（大滝国吉君） 特別委員会の全体会でもそのようなお話がありました。まだこの特別委員会が解散したわけではありませんし、またこれから各分科会でいろんな調査をしていただきながらまとめ、また必要であればそういう提言も各分科会、全体会でまとめられて、これから進めていきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 委員長、一番ご苦勞さんだと思いますけれども、ぜひ議会の方向性としてやっぱりチェックも必要なので、その辺も含めて今後ともよろしくお願ひしたいと思います。
終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

日程第11 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長にご一任願ひたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任されました。

○議長（三田敏秋君） ここで私から一言申し上げます。

これまでの本市のコロナ対策に係る理事者、職員の皆様には、これまで献身的な取組をいただきましたことにまずもって感謝と御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス対策についての提言書は、先ほど委員長からもございましたが、市長に提出をさせていただきますが、事感染の拡大については予断の許さない状況が続いております。これから年末年始を迎えるところですが、我々議員も含め、どうか理事者、職員の皆様におかれましては、市民の安全・安心を守るべく、くれぐれも体調に留意され、引き続きご尽力くださるようお願いを申し上げます。

以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和2年第4回定例会を閉会といたします。

長期間にわたり皆様には大変ご苦勞さまでございました。

午前11時51分 閉会